鳥取県告示第628号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、県道の区域を次のように変更したので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、平成21年10月9日から2週間鳥取県県土整備部道路企画課(鳥取市東町一丁目220)において一般の縦覧に供する。

平成21年10月9日

鳥取県知事 平 井 伸 治

路線名	変更	区間	敷地の幅員	敷地の延長
	前後別		(メートル)	(メートル)
鳥取国府岩美線	変更前	鳥取市国府町中河原字船山599-2地先から同	5.0~65.1	2, 308. 0
		市国府町殿字坂ノ上156-3地先まで		
	変更後	鳥取市国府町中河原字船山599-2地先から同	9.9~197.9	1, 281. 0
		市国府町殿字坂ノ上156-3地先まで		
		鳥取市国府町新井字船山島548-2地先から同	5.0~65.1	2, 032. 0
		市国府町中河原字源門寺谷398-6地先まで		